船橋市立御滝中学校「いじめ防止基本方針」

１．学校教育目標

「鋭敏な知性と感性を備えた人間性豊かな生徒の育成」

◎自ら学び考え創造する生徒の育成

◎礼儀正しく思いやりのある生徒の育成

◎心身ともにたくましく健康な生徒の育成

２．本校生徒指導の基本方針及び具体的な動き

（基本方針）

（１）生徒の人格を尊重し、望ましい生徒の育成を図るために、教育相談的な活動を通し、生徒との信頼関係を深め、生徒一人一人を全職員で見ていく努力をする。

（２）生徒理解を多角的に図るため、情報交換を密にして、指導手順の共通理解を図る。

（３）生徒指導が、学校における全ての教育活動及び領域において行われるように組織機能の充実を図る。

（４）生徒の自主性・組織的な活動を尊重し、自己教育力の育成に努める。

（５）生徒一人一人に基本的な生活習慣の定着を図り、規律ある生活の確立を図る。また、奉仕の精神や思いやりの心を育てることに努力をする。

（６）家庭・地域との連携を深め、家庭・地域の教育機能の向上を図ると共に、学校教育への理解を求め、相乗的な教育効果に努める。

（具体的な動き）

（１）御滝中のきまり・ルールを守らせる（登下校時刻や服装を重点的に守らせる）

（２）モラルやマナーの育成（道徳心を養う）

（３）廊下歩行は「右側通行」を徹底する（怪我の防止）

（４）明るく元気な挨拶を自らが行う（気持ちを込めた挨拶：先行挨拶）

（５）生徒との積極的な関わりを持つ（生徒に寄り添う：コミュニケーション）

（６）登下校指導と不審者対応を日々行う（希望の登校・満足の下校、危機管理）

（７）細かな生徒の動きを見逃さない（特に「いじめ・犯罪」等の情報は、連携を密に）

（８）「生活（いじめ）アンケート」を年４回（５月・７月・１０月・１２月）実施。「早期発見・早期対応・早期解決」

３．いじめの定義「いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）」

（定義）

第二条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

４．いじめの防止等の対策に関する基本理念「いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）」

（基本理念）

第三条　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

２　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

３　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条　児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

第八条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

５．いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（１）学校におけるいじめの防止

○生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う「いじめ防止」集会等に対する支援を行う。

○いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳人権に対する全校集会を実施する。

（２）いじめの早期発見のための措置

○いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年４回実施すると共に、必要に応じて調査を行う。生徒対象の「生活アンケート（いじめに関する項目を含む）」の集計・結果の分析、必要に応じた指導及び保護者への周知を行う。

○生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるように相談体制（個人面談、教育相談等）の整備を行う。

○スクールカウンセラーの相談活動を生徒、保護者に周知し相談の窓口を広げる。

○全職員で共通理解を図り、全校一人一人に対し、大切に関わっていくように努める。

①いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

○いじめの防止等のための対策に関する研修を、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

○主任会、生徒指導部会に関係する職員のみならず、若年層教員に対しても、研究・研修を深め、情報を密にする。

②インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性・発信者の匿名性・その他のインターネットを通じて送信される情報の特性等を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止したり効果的に対処したりできるように、必要な啓発活動を行う。

（３）いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

○いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会（生徒指導部会・主任会）」を設置する。

＜構成員＞校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・ＳＣ・各学年主任・特別支援学級主任・特別支援コーディネーター・不登校支援チーフ・各学年生徒指導担当

＜活　動＞アンケート調査や教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。いじめ事案への対応に関すること。ＳＮＳ等に関する全体研修計画の立案をする等。

＜開　催＞構成員による定例会議を開催し、いじめの重大事案発生時は、緊急開催（市教委担当も含む）とする。

②いじめに対する措置

ア．いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。

イ．いじめの事実が確認された場合は、いじめを即座に止めさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ．いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるため、その必要があると認められる場合は、保護者と連携を取り、期間等を相談しながら、学年室等の別室で学習できる措置を取る。

エ．いじめの関係者間における争いを生じさせないようにするため、いじめの事案に係る情報を、関係保護者ときちんと共有するために必要な措置を取る。

オ．犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び関係機関、所轄警察署等と連携して対処する。

（４）重大事案への対処

生命・心身又は財産等に重大な被害が生じた疑い、相当期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を船橋市教育委員会に速やかに報告する。

②千葉県教育委員会及び船橋市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織をただちに設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係及びその他の必要な情報を適切に提供する。

（５）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽すること無く、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価（職員の自己評価・保護者による学校評価）の分類で、「生徒指導」項目にいじめに関する内容を明記し、継続的に調査を行い、自校の取り組みを評価する。

（令和３年３月末改定）